

第3回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

- ・2023年11月13日（火）午前10時00分～午前11時52分

於 町田市役所2階 会議室2-2

- ・出席委員 川野、服部、鶴田、嘉藤、大羽、渋谷、早野、向井——8名
- ・欠席委員 湯淺——1名
- ・会議公開又は非公開の別 公開
- ・傍聴者数 0名

午前10時00分開始

事務局 それでは、定刻となりましたので、2023年度第3回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開会いたします。

本日は湯浅委員から欠席との連絡を頂いております。出席委員が3分の2以上ありますことから、審議会運営規則第2条の規定によりまして、審議会が開催できますことをご報告いたします。

また、前回同様、審議に当たってはまず質問、それから意見ということ、それから挙手の上、会長の指名を受けて発言というところを引き続きご協力いただいて、会議を円滑に進めていければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ここからは、川野会長をお願いいたします。

会 長 おはようございます。今日もよろしく願いいたします。

1点だけ、前回の審議会の運用の中で、渋谷委員からのご意見ということで事務局がそのまま受けて、宿題とされたわけですがけれども、これを訂正いたしまして、審議会として渋谷委員の意見を採用して、それを宿題として事務局にお願いしたという形に訂正させていただきます。要するに委員個人の意見という形ではなくて、審議会の意見としてお願いするということにしなければいけなかったのを、こちらが飛ばしまして、大変失礼いたしました。

ということで、これにつきましては議題の3が終わった後に、資料4という形で事務局から説明があると思いますので、そのように委員諸氏にはご理解していただければありがたいと思います。

本日もまたセキュリティ事故についての報告等が3件ございますので、議題に移りたいと思います。

まず、議題の1「情報セキュリティ事故の報告について」、介護保険課からお願いいたします。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 いきいき生活部介護保険課担当課長の古川と申します。

担当者 同じく介護保険課認定係長の村山と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく介護保険課認定係担当係長の中島です。

会 長 ご報告をお願いいたします。

担当者 それでは、資料1「情報セキュリティ事故の報告について」説明させていただきます。

まず、1「事故の概要」の(1)「背景」についてでございます。

介護保険では、サービスの利用に先立ち、介護の必要性と必要な量を判定する要介護・要支援認定を受けていただきます。要介護・要支援認定で必要があると判断された方には、居宅介護支援事業所が個別にケアプランを作成して、実際のサービスをご利用いただきます。ケアプランを作成するためには、当然一人ひとりの状況を知る必要がございます。そこで市町村では、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所の依頼によりまして、対象者ご本人の要介護・要支援認定情報を提供しております。

この要介護・要支援認定情報といいますのは、介護保険認定審査会での要介護もしくは要支援の判定資料のことございまして、認定調査員の調査結果を記入した「認定調査票」と、ご本人の主治医が病名や意見を記した「主治医意見書」の2種類となっております。

次に(2)「概要」でございます。

この業務を担当している介護保険課では、居宅介護支援事業所からの要介護・要支援認定情報の提供依頼を、毎日数十件程度受け付けております。介護保険課では受付の事務処理を行っておりますが、その後の処理を全て業務委託しております。

今回、業務委託先の事業者「株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター」、以下「NDC」と表現させていただきますが、こちらが要介護・要支援認定情報の

提供に当たり、2事業所分、併せて3名の情報を取り違えて送付したものでございます。

(3)「掲載されている個人情報の項目」でございます。

要介護・要支援認定情報である認定調査票、主治医意見書の両方ともに、氏名、住所、性別、生年月日、介護保険被保険者番号といった基本項目が記入されております。このほかに認定調査票には介護度、認定調査結果、調査所見等が、主治医意見書には診断名、医師の意見が記載されております。

次に、2の「経緯」でございます。

2023年10月16日月曜日に、介護保険課では今回の取り違えの対象となったA社、B社の要介護・要支援認定情報の情報提供依頼を郵送で受け付けました。その後、郵送物を開封して、内容物である情報提供依頼書と事業所の宛名が書かれている返信用封筒を取り出し、A社、B社を含めて当日受付分、数十件程度をまとめてNDCへ回送いたしました。

10月20日金曜日に、NDCでは10月16日受付分をまとめて処理いたしました。処理の過程で必要となる情報提供依頼書をまとめてコピーし、要介護・要支援認定情報を介護保険システムからまとめて出力し、それぞれの返信用封筒に封入して、A社、B社分を含めて当日発送いたしました。なお、NDCはこの一連の作業全てを介護保険課執務室内で行っております。

10月24日火曜日の業務開始早々に、A社から依頼した対象者とは別人の要介護・要支援認定情報が送られてきたとの連絡が介護保険課にございましたため、介護保険課ではNDCに伝達をいたしました。NDCではA社に問い合わせ、B社へ送付すべきものが届いていることを確認いたしました。その後、B社へ問い合わせしたところ、A社へ送付すべきものが届いていたことから、A社とB社の要介護・要支援認定情報を取り違えて発送したことが判明いたしました。

続いて、3「原因」でございます。

先ほどお話ししたように、NDCでは1日数十件程度の要介護・要支援認定情報の提供事務を作業工程ごとにまとめて処理しております。情報提供依頼書をコピーする際には、その日に処理する分をまとめてコピーし、要介護・要支援認定情報を介護保険システムから打ち出す際にはまとめて入力し続け、まとめて出力いたしま

す。そして、それらの書類と返信用封筒を組み合わせる段階で、複数の書類が同一人物のものであるか、それらの書類の送り先である返信用封筒に間違いがないかをまず確認いたします。

次に、書類を返信用封筒に封入する段階で、その封筒に入れるべき書類であるかを再度確認いたします。今回はA社とB社の事業所の名称が似ておりましたため、二度の確認でも取り違えに気がつかなかったということでございます。

4「対応状況」でございます。

10月24日、A社、B社の要介護・要支援認定情報の取り違えが判明した当日のうちに、介護保険課職員がA社とB社を直接訪問いたしまして謝罪をいたしました。そして、誤った要介護・要支援認定情報を回収するとともに、正しい要介護・要支援認定を交付いたしました。

10月26日木曜日と27日金曜日には、要介護・要支援認定情報の取り違えの対象者3名に対して、介護保険課職員がご本人、ご家族もしくは後見人にお電話で連絡をいたしまして、事情を説明するとともに謝罪をいたしました。

また10月26日には、国の個人情報保護委員会へ本件について速報しております。

最後に、5「再発防止対策」でございます。

3「原因」のときにも申し上げましたが、NDCでは事務の効率化の観点から、その日に処理する数十件の書類を同じ種類ごとに振り分けて、コピーの作成、介護保険システムからの資料の出力、返信用封筒への封入など、作業ごとにまとめて処理をしております。しかし、この方法では名寄せを含む突合作業が複数回発生し、今後も人為的なミスを誘発することになりかねません。そこでNDCでは、作業の種類ごとではなく居宅介護支援事業所の依頼1件ごとにコピーの作成、資料の出力、返信用封筒への封入等の作業を行い、他人分、他社分との取り違えを起りにくくいたします。

また、受付作業を行っている介護保険課でも、受付の時点で、情報提供依頼書の受付番号を返信用封筒の隅にも記入し、個々の依頼書と封筒をひもづけ、NDCが確認しやすくいたします。

報告は以上となります。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。

向 井 単純な質問です。NDCの方で、この作業に取りかかっている方というのは何名おられるのですか。

担当者 実際にNDCが市役所に席を置いているのは10名いらっしゃいます。

向 井 10名の方が数十件を処理するのですか。

担当者 そのうちの3名が交代で本事務処理を担当しております。

向 井 分かりました。

会 長 ほかにございますか。

渋谷 最初のところでダブルチェック、二度されているとおっしゃっていましたが、再発防止策のところでダブルチェックの体制をどう変えられましたか。

担当者 ダブルチェックそのものは残しますけれども、再発防止策の1つ目の点に書かれているように、1件分の処理を行うことを積み重ねることによって突合作業そのものを分かりやすくし、かつリスクを減らしていくという対応を取ると聞いております。

渋谷 「聞いております」ですか。

担当者 本件は業務委託の事業になり、市で指示を行うことはできないので、NDCから今後どのように改善していくのかということ聞き取った上で、ここに記載させていただいております。

渋谷 納得できないです。管理権は市にあるわけですよね。指導監督権も市にあるわけですよね。それで「聞いております」ですか。「こういうふうにはやりました」じゃないのですか。

担当者 業務委託契約は法律上、成果物を納品する、もしくは履行を完了するというものをもって業務委託、請負契約となっておりますので、その間にどのような業務工程を行うのかは受託者側が管理監督するという仕組みになっております。

我々としてはその過程において不都合が生じた、事故が起きた、事件が起きたときには、契約書に基づく損害賠償請求でもって対応するというのが原則となっております。

渋谷 民間の業務委託契約のことしか知りませんので、それからすると非常に無責任な業務委託契約だと思うのですよね。業務委託をして、それについて問題が発生したときには委託先にも当然責任が生じるわけですね。そういう契約書にはなってい

ないのでしょうか。

民間では業務委託する場合には、必ずそれについて発生したことについては指導監督する権限がある。普通の業務委託には存在しております。行政機関で業務委託契約がどうなっているのか分かりませんが、行政機関の業務委託契約というのはそういうことになっているのでしょうかね。

会 長 嘉藤委員、どうぞ。

嘉 藤 私から2点ありまして、今回作業を実施しているのは庁内ということですが、今回の件を契機としまして、庁内の作業場の状況も確認されておりましたでしょうかというのが1点目。

2点目ですが、これは事務局にお伺いしたほうが早いと思うのですが、個人情報保護委員会への速報はされていますけれども、確報は、今後の流れというのはどのようになっておりますでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

担当者 まず、NDCの10名につきましては我々と同じフロアで、我々の隣で作業しておりますので、作業工程は目視で確認できることとなっております。

本件の作業につきましては、NDCが自分たちの自席において作業を行っていたところがございますので、そこから持ち出すとかいうことはなく、コピーにしても、出力にしても、封入にしても、全て介護保険課の職員と同じフロアで作業を最後まで完了しております。

事務局 国の個人情報保護委員会への報告ですけれども、当初は事件への対応とか再発防止策等がまだ固まっておらなかったもので、速報という形で10月26日にさせていただきました。そこが固まりましたので、恐らく今週中ぐらいには確報という形で、報告できると考えております。

会 長 ほかにご質問ありますか。

向 井 コピーを1名1名やるよりは、私の印象ですが、封筒そのものに宛名は既にかいてあるわけでしょう。だから、同じようなことが起こるのではないかと心配があつて。宛名の印刷とコピーを1件1件やったら多分間違ふことは絶対ないと思います。

ただ、片や宛名はすべて印刷されてあつて、コピーは1名1名入れて、それで入れていくわけでしょう。そうすると、また起こるのではないかなと思うのですけれ

ども。宛名はコピーする人が一気にやるというわけにはいかないですか。時間がかかって無理なのでしょうか。

担当者 返信用封筒については事業所が用意するものですので、事業所が自分のところの宛名を書いて、切手を貼って用意しております。

向 井 分かりました。

渋谷 今、向井委員がおっしゃられたようなことも含めて、ダブルチェックのシステムをどう変えられたのかと先ほどご質問したのですけれども、どうも具体的なお説明を頂けなかったようですけれども、担当課長はその辺どうお考えですか。

担当者 ダブルチェックの人数を増やすという工程ではなくて、そこはダブルチェックとして同じようにしておりますけれども、それ以外にまとめたコピーを再度順番に1つにしていくという工程ではなくて、1事業所ずつ確認した上で、それをもう一度ダブルチェックしていく工程に変えているというやり方で進めようと考えております。

服 部 NDCの件も含めてですけれども、事業委託をする選定するときには業務の方法論というのか、そういったものについて説明を受けた上で事業者を選定しているというプロセスは踏まれているのでしょうか。

特に先ほどのご説明の中で再発防止のところですが、効率化を優先している業務体質というのか、そういうところがあったということですが、委託業務を契約してしまうと市として直接触れられないのだと思うのです。業務を選定する段階のところ、どういう処理をしている業者なのかということのチェックはどの程度されて契約は結ばれるのでしょうか。

担当者 本件につきましては、3年に1回、プロポーザルで選定をさせていただいております。プロポーザルの前提条件として、様々な業務工程も資料として提出していただきますし、そのプロセスについても、評価委員会で実際にプレゼンテーションを受けた上で確認をさせていただいております。評価項目にも当然セキュリティ対策の評価項目もございますので、その段階で、どのようなセキュリティ対策を取っているかというのは確認させていただいております。

服 部 そのときにまとめて、いわゆる集まった情報をまとめてばらしてというのでしょうか、作業工程ごとに行っているということの報告は受けていたということですかね。

担当者 個々の業務の手順については説明を受けておりませんが、セキュリティ対策としてどのような方法を取っていく、どのような対策を取ることについては説明を受けております。

服 部 分かりました。

会 長 よろしいですか。ほかに。早野委員。

早 野 支援事業者のA社、B社の名称を公表できますか。

担当者 事業所は、今回について言うところの意味、被害者です。つまり、今回の事故に関しては、事故についての責任を問われる立場ではないので、今のところ事業所名を公表する予定はございません。

早 野 分かりました。

会 長 ご質問はありますか。

ないようですのでここで打ち切りまして、ご意見はありますか。

渋谷 また民間の業務委託契約の話でございますけれども、大体民間で業務委託しますと、少なくとも年1回は立入り調査をします。これは委託した状況はどうか、適切に業務が行われているかということです。

そういう立入り調査をするのですけれども、今回同じフロアで作業をされているというところで、見えてはいるけれども中身は見てないということだろうと思えますので、そういう意味では年間に一度とか二度とか、工程を含めて、作業のやり方を含めてチェックをするという仕組みに変えていかれたらいかがでしょうかと思えます。要するに任せたら、任せて安心してやりっ放しではないということですね。

会 長 ほかにご意見ありますか。

服 部 先ほどの質問に絡めて話したのですけれども、業務委託先の業者を選定するときの視点をもう少し深めていただくということが必要かなと思います。特に効率を優先するというのはどの企業もそうして、人員削減をして、効率を上げようとバイアスがかかっているかと思うので、その辺りをしっかりと見極めることができるような目線。

それから今回のような、まとめてというところがポイントであるとするれば、今後はそういった作業が回避されるように、なるべくその辺りについても突っ込んだ目線で業者選定を行っていただくということが必要かなと思います。

会 長 ほかにご意見ありますか。

今の渋谷委員、それから服部委員のご意見を踏まえて、対応策において、NDCも含めて今後このようなミスの起こらない方向に進んでいくとは思いますが、これはこの審議会の権限外ですが、今後の業者の選定については今の服部委員からの意見のように十分注意して選定する。あるいは事故が起きた場合に、今後代わる可能性も当然あり得るので、他の業者をもし選ぶのであれば、またその業者はどういう形で、他の自治体でどういう仕事をしてきたのかいうことを当然検討されることとは思いますが。そういったことを含めて十分に配慮してください。

まだ現状においてはNDCとの契約が続いている状況だと思いますので、NDC側の対応に十分注意するとともに、同じ介護保険課の中で作業されているのであれば、介護保険課の職員もお忙しいところではありますけれども、時々NDCの職員の仕事の状況にも配慮して、注意して見ていただくと。管理職としてはお忙しいところですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに何かありますでしょうか。

事務局 1点この件について補足をさせていただきます。

NDC社への業務委託というのは介護保険課以外にも市役所で行っていますので、先週水曜日、11月8日に総務部長と市政情報課長でNDCの担当者と面会をいたしました。再発防止のために一方的にNDCにお願いしますというだけのものでもないですし、協調して取り組んでいきたいと思いますというお話をさせていただきました。

その中で、NDCからは本部の品質管理の部門で業務手順書を再確認して、さらにその業務手順書が現場にきちんと落とし込まれているかというところを現在確認中であるというお話をいただきました。このように、町田市から委託している業務全体への確認を求めているところです。

会 長 そういうことで、他の課においても仕事をされている。要するに、かなり大手の業者であると思ひますので、そういった意味で、書類を封筒に入れるという極めて単純な作業のはずですけれども、それにおいて、要するに書類と封筒が別のものであったという状況が今後起こらないようにということは、ほかの課における作業においても多分共通するところだと思ひます。

一事が万事ということですので、介護保険課での事故を戒めとして、全

序的にほかの委託業者も含めて全て同じような作業をする場合には、同じプロセスを取っていただくことが多分必要だということは、事務局から市役所全体に徹底していただきたいと思います。

ということで、今後事故を防止するように努力を重ねていただきたい。よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。

会 長 では、議題の1はこれで終了させていただきまして、議題の2に移りたいと思います。

こちらはどちらかというと市役所が被害者の状況だと思うのですが、議題の2「NTT西日本子会社による情報流出事件について」。保険年金課の担当でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 いきいき生活部保険年金課長の武藤と申します。

担当者 保険年金課事業管理係担当係長の秋山と申します。よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは今回、当課におきまして、10月16日に判明いたしました「NTT西日本子会社による情報流出事件について」ご報告をさせていただきます。

新聞等で報道されておりますとおり、株式会社NTTマーケティングアクトProCXにおいて、ProCX社が利用するシステムの保守会社NTTビジネスソリューションズ株式会社の元派遣社員が全国59団体、約900万件の個人情報を不正に持ち出し、第三者に流出させていた事案がございました。

この事案に、町田市の2015年度の特定健康診査の受診勧奨委託業務に関する個人情報が含まれております。

本業務は特定健康診査未受診の方に対し受診勧奨を電話で行うもので、2015年度においては受託者であったProCX社に約8,000人の個人情報を提供してまいりました。

それでは、資料に基づいてご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

まず、1「事故の概要」でございます。事故の概要は先ほどご報告したとおりでございます。

流出した可能性のある町田市の個人情報は、2015年度末時点の年齢が40歳以上

75歳未満で、2015年度の町田市国民健康保険特定健康診査が未受診であった方のうち、約8,000人です。

個人情報の項目は、氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、保険証の記号番号、2014年度特定健康診査の受診の有無でございます。クレジットカード情報、金融機関口座情報及び特定健康診査の結果は含まれておりません。

次に、2の「経緯」でございます。

2015年度特定健診受診勧奨委託事業にて、委託業者へ個人情報8,000件を提供しました。委託期間は2015年10月から2016年2月まででございます。

2023年10月16日、P r o C X社の担当が来庁し、今回の漏えいの概要説明を受けました。なお、個人情報が持ち出された時期及び第三者への流出の有無については調査中とのことでした。

2023年10月17日、P r o C X社が個人情報流出事故について報道発表を行い、同日P r o C X社が特設のコールセンターを開設しました。

3「対応状況」でございます。

まず、P r o C X社に対する対応でございます。

2023年11月6日、P r o C X社に対し流出の原因を含む全容の究明、第三者への流出の確認と流出対象者の報告、原因に応じた適切な安全管理の実施と事故の再発防止に対して早急に措置を講じるよう、文書により要請いたしました。

次に、本件の周知に係る対応でございます。

2023年10月18日に、プレスリリースを行いました。同日、市民に対し、市ホームページを通じて、不審な連絡や訪問者等への注意喚起を行いました。

2023年11月1日には、「広報まちだ」及びメール配信・L I N E配信を通じて、市民に対し注意喚起を行いました。

次に、関係機関への報告等に係る対応でございます。

2023年10月18日に総務省自治行政局デジタル基盤推進室へ、また10月26日に東京都保健医療局保健政策部国民健康保険課へ報告いたしました。

2023年11月7日に、今年度の保健事業を受託している事業者に対し、個人情報の適正な管理の徹底を文書により通知しました。

4「今後の対応」でございます。

P r o C X社に対し、流出データの特定と詳細情報の提供を求めてまいります。
また、新たな事実が判明した場合には、ホームページや広報紙等を通じて周知を行
ってまいります。

説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問ありますでしょうか。

向 井 これ、情報提供されたのが2015年ですよ。

担当者 はい。

向 井 P r o C X社の場合は2023年、8年たっているわけですね。それでまだこの悪者
がいつ盗んだのか分からないのですけれども、かなり時間がたっていますよね。こ
れ預けられたら、情報は市のほうで引き上げられないのですか。

例えば2015年で処理が終わるでしょう。P r o C X社のほうがね。それで終わり
次第、契約が2月までになっているから、P r o C X社の仕事が終わればね。結果
論ですよ。しかも助かっているかどうか分からないのだけれども、すぐ向こうで消
去してもらうか、町田市でこのデータを引き上げられるかね。この事件がもしその
後だったと仮定すれば、被害は被らなかつたわけですね。あまりにも長く預け過ぎ
ているのではないかと私は思うのです。

担当者 業務委託契約の特記仕様書では、個人情報につきましては契約終了後に解除また
は抹消等々を明確にうたっております。こちらにつきましては、先方からの連絡で
すけれども、契約に基づきデータはきちんと消去していたと報告を受けていると
ころでございます。ただ、契約期間内に持ち出されたものなのかどうかというところ
も含めまして、現在調査中ということですよ。

向 井 分かりました。

会 長 ほかにご意見ありますでしょうか。

鶴 田 業務委託契約をP r o C X社としたときに再委託契約を禁止していたのかどうか
というのが1点と、もし再委託が禁止されていたのだとすると、保守会社であるN
T Tビジネスソリューションズ社にP r o C X社が保守を委託することは再委託禁
止条項に当たるのかどうか、その辺りを教えてください。

担当者 保守を行っているN T Tビジネスソリューションズにつきましては、町田市と再
委託の関係にはございません。あくまでP r o C X社が使用しているシステムの保

守業者ということで、P r o C X社とN T Tビジネスソリューションズが契約しているという状況になっております。以上です。

鶴 田 念のため、再委託の禁止は条項には入っていたのですか。

担当者 入っております。

会 長 ほかにはありませんか。

大 羽 今回の再委託の判断ですけれども、それはどこから来ている判断ですか。P r o C X社が使っているシステムの中に、町田市役所から出している情報がサーバーに入っているわけですね。それを管理しているということなので、個人情報保護から言ったら再委託になるのではないかという気はするのですけれども、その辺の判断はどのようなのですか。

担当者 あくまで町田市としては、P r o C X社のほうにデータをお渡ししております。

P r o C X社が自庁システムを使って業務委託を行うのですけれども、そこで使っているシステムの保守業者がN T Tビジネスソリューションズということで、このシステムを使っているのは町田市の業務委託のみではなくて、その他、民間企業等の様々なデータをP r o C X社として活用している。そのデータの中に町田市のデータも入っていたと聞いておりますので、あくまでP r o C X社の使用しているシステム全体の中の一部に町田市のデータが入っていたと話を聞いております。

向 井 この8,000名の方に対しては、ホームページと「広報まちだ」と、メール配信・L I N E配信で通知されたのですか。

担当者 L I N E配信・メール配信につきましては、8,000名ではなくて、町田市の国民健康保険等の登録をしている方のみに行いました。8,000人の情報のうち、どなたの分が第三者に流出したのかはまだ明確になっておりませんので、町田市としても先方からの調査待ちという状況になっております。

会 長 ほかによろしいでしょうか。

大 羽 本件周知に係る対応の中で、プレスリリースを行い、市民に対しては市ホームページを通じて行っていますということですが、これは実際にP r o C X社の報告で漏えいが明確になれば、今度は市として本人への連絡も考えられているのですか。

担当者 こちらの状況、詳細情報がはっきりした段階で、対応は考えていきたいと思って

おります。

大 羽 それは本人への報告もあり得るよということですね。

担当者 おっしゃるとおり、本人への対応を含めてということになります。

渋谷 流出した先は恐らく名簿屋でしょうから、誰の情報が流出したのかを特定することは無理だと思います。例えば市民に変な電話がかかってきたときに、それがこのNTTから出たのか、よその情報が出たのか、特定は無理だと思いますので、その辺の対応をどうされるか、今のうちからいろいろ考えておられたほうがいいのではないかと思います。

担当者 市といたしましても、どなたの分が流出して、その方のどういう情報が一緒に流出したかがまだ確定されておりませんので、あくまでこういった可能性があるということで、8,000人の方のデータを渡したけれども、それが流出した可能性があるということで、ホームページ、広報等での周知となっております。ここではあくまで対象と思われる方については注意喚起ということで、周知をしているところでございます。

会 長 ほかにございますか。

嘉 藤 現在の対応、状況についてご報告いただいたと思いますが、今後の進捗状況についてもこちらのほうでまたご報告等いただけるものなのでしょうか。

担当者 先ほどのプレスリリースあるいは広報等でも第一報という形になっておりますので、また確定情報等、詳細情報が入り次第、速やかに第二報という形で周知していきたいと考えております。

会 長 私から確認なのですが、このProCX社との契約につきましては、2015年度の前後についてはいつからいつまで契約されている業者でございましょうか。

担当者 ProCX社との契約は、この委託事業につきましては2015年10月から2016年の2月までということになっております。契約課等にも確認いたしましたけれども、町田市としてProCX社と契約しているのはこのときのみということで、その他の契約についてはされていないことを確認しております。

会 長 ということは、現在は別の業者と契約しているということでしょうか。

担当者 おっしゃるとおり、別の業者と契約しております。

会 長 ほかにご質問ありますでしょうか。

質問は打ち切りまして、ご意見を承りたいと思いますが、何かございますか。

本件につきましては全国的にかなり多くの業者との問題でありますし、また基本的には派遣社員による犯罪行為で、新聞報道によりますと、その派遣社員に対して業者が数千万円の金を提供したということが報道されていますし、全国的な状況として全体のデータ流出量というのは極めて膨大な量になっていて、個々の確認をするには大変時間がかかると。

当然犯罪行為ですから今後は裁判になって、裁判所でもいろいろなことを検討していくということでございまして、行く先が必ずしも見えてこないのですけれども、この問題につきましては、こちらで防ごうとしても防ぎ切れない部分が当然ある。町田市も基本的には被害者の立場でありますので、市民が被害者であると同時に市役所としても被害者であると。

問題は保守業者というものについて再委託をするべきものなのかどうかということについて、今後とも厳しく検討していく。ただ、要するに会社間での役割分担ということで、多分P r o C X社の意識としては、別の会社が保守をしても同じN T Tの子会社である以上、再委託といったようなことをあまり気にしてなかったのではないかとこともございますけれども、基本的にはその辺のところ、規則からしますと若干抜け落ちて実行されている感じがいたします。

要するに、そういったこと含めて、今後ほかの業者の場合、保守業者とかそういう者がいるということを十分配慮しながら契約を進めていくことが、今後の対応として必要かと思います。ということで、よろしいでしょうか。

ほかにご意見ありましたらつけ加えていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございましょうか。

この問題につきましては今後どのように展開していくか、様子を見極めながら、そちらとしても対応していただきたいと思います。よろしく願いいたします。では、本件につきましてはここまでいたします。

続きまして、議題の3「情報セキュリティ事故の報告について」。住宅課でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 都市づくり部住宅課長の村田です。

担当者 同じく住宅課長、事業担当係長の鈴木です。

会 長 それでは、ご報告をお願いいたします。

担当者 それでは、このたび当課におきまして発生いたしました個人情報の誤掲載について、ご報告いたします。資料3をご覧ください。

まず、1の「誤掲載の概要」についてです。

市では、市民の方が安心して木造住宅の耐震化に取り組んでいただくために、町田市木造住宅耐震診断士の登録を行っており、登録後、市ホームページ上で公開しております。

木造住宅耐震診断士の任期は3年間であり、2023年11月からの3年間の木造住宅耐震診断士の登録簿を市ホームページに公開する際に、必要のない個人情報を誤って記載した町田市木造住宅耐震診断士登録簿を、2023年11月1日から6日の間、ホームページに公開したものです。

なお、該当のページには、掲載期間中に13件のアクセスがありました。

次に、2の「誤掲載情報について」ですが、誤掲載を行ったのは、7名のうち6名のメールアドレス、6名の携帯電話番号、7名の生年月日です。

3の「経緯」ですが、2023年11月1日に個人情報を記載したデータをホームページに掲載しました。

2023年11月6日午前、掲載された診断士の方からの電話連絡により発覚しました。

4の「原因」ですが、ホームページ公開前に診断士業務委託の委託先から受領した掲載データの詳細な確認を怠ったことによるものです。

5の「対応状況」ですが、2023年11月6日にホームページから、該当のページから誤掲載のページを削除いたしました。

2023年11月7日に、診断士に本件が生じた経緯の説明と謝罪を行いました。

6の「再発防止策」ですが、個人情報の取扱いについて再度教育を行います。また、ホームページ掲載時は、複数の職員による内容の確認を徹底します。

説明は以上です。このたびは申し訳ございませんでした。

会 長 それでは、本件につきましてご質問ありますでしょうか。

向 井 そもそも本来の掲載内容は住所、氏名だけですか。

担当者 掲載内容でございますけれども、木造住宅耐震診断士としての内容でございます。
氏名と建築士の種別、一級建築士、二級建築士または木造建築士がこの業務を行うことができるとなっていますので、それを記載する。それから所属の事務所名、所属事務所所在地、電話番号、ファクス番号、郵便番号。それから、市のこの業務の登録番号。それから、その方が所属している団体の名称を本来記載すべきであったというところでございます。

向 井 その場合、掲載された数は何名でしたか。

担当者 7名でございます。

向 井 そうすると7名で、生年月日を全部書いてしまったということですか。誤掲載、携帯電話6名と書いてあるから、掲載の総数が7名だということはほとんど全員の人を間違ったということですね。

担当者 本来掲載すべきではなかった情報を掲載してしまったということでございます。
必要のない情報を掲載してしまったということでございます。

向 井 そうすると、厳しく言うと、勘違いではなくて完全に間違えてやったということですね。

担当者 確認を怠ったことによって、必要のない情報を掲載してしまったということでございます。

向 井 分かりました。

会 長 ほかにご質問ありますでしょうか。

渋 谷 過去のこの審議会の議事録はご覧になりましたか。

担当者 拝見いたしました。

渋 谷 そうしたら、もう少し具体的なお説明があつていいと思うのです。

例えば教育について、ここに「再度教育を行います」という精神論みたいなことしか書いていないわけです。何回かの審議会で私、教育について言っていますけれども、教育をするには対象が誰で、いつ、何時間ぐらい、どんな資料を使って、講師は誰で、どういう教育をしたと。教育の効果確認はいつ頃、どういう条件でやると。この程度の説明があつてしかるべきかと思うのですが、その辺についてちょっとお話しいただきたいです。

担当者 再度教育でございますけれども、市政情報課に協力を仰ぎ研修を行いたいと考え

ております。研修の柱としては2点ございまして、1点は改めて課の業務の中で、
どういった場面で個人情報を扱っているのかという認識の共有を図ります。その上
で複数のチェック体制が確立できるように、業務の再確認を行っていきたいと思
います。

今回の件でございますけれども、複数での確認が十分でなかったと。担当が情報
の確認を怠ったということは事実ですけれども、係長、課長を含めてその内容の確
認が十分行われていなかったことが大きな原因でございますので、そこが行われる
よう徹底していきたいと思っております。

効果の測定でございますけれども、住宅課は、幸いに少人数の職場ですので、一
人ひとりの理解度を確認しながら進めていきたいと思います。課長が個々の職員を
把握できるような状況でございますので、そういった理解の浅い部分については補
足して対応できるように、一人ひとりの理解度を十分な内容に引き上げていくよ
うに努めていきたいと考えております。

渋谷 これは事務局に言いたいことですが、過去発生している事故がずっと同要
素なのです。住宅課の件だけではなくて、過去のこの審議会で何件か報告がありま
したけれども、要素としては全く一緒です。それが全然改善されていないというこ
とは、この審議会の存続の意義にも関わるわけですよ。

頻発しているとは言いませんけれども、かなり、たかが1,000人程度の組織の中
で、もう数件同じ要素で出ているわけですよ。「教育しました」とか「教育します」
と言っていますけれども、最初から申し上げていますが、全然横展開されていない
し、同じ要素で数件発生しているというのはどういうことなのですか。事務局にお
答えいただきたい。

事務局 事務局からお話しします。

まず事故が続けて起こっているということに関しては、大変申し訳なく思ってい
ます。横展開というお話ですが、庁内では広報等を通じて周知しているところ
です。また今年度は今後、全庁に向けた研修を予定しております。その中で職員
一人ひとりの意識づけというところからスタートして、細かなプロセスのチェック
とか、その辺をしていきたいと思っております。

また、たかが1,000人への横展開とおっしゃいましたけれども、なかなかその

1,000人、2,000人にくまなく周知するというのは大変なことだと考えています。それについては日々の意識づけとかの積み重ね、各課への周知というのを地道に積み重ねていくしかないのかなと考えております。続けて起こっているということに対しては、大変申し訳ございません。以上です。

渋谷 たかだか1,000人ですよ。私の経験から言えば、1,000人なんてたかだかの数字ですよ。それに周知徹底できないというのは、組織として非常に問題ありと思います。同要素で起きているということが非常に問題だと思っている。

この審議会で何回も申し上げているわけですから、この審議会が何をやっているのだということにもなりかねない。住宅課長のお話を聞いていると、どうもそういう注意喚起が住宅課長に行き届いたとは思われぬのですよね。起きてしまったということは、先ほど自分の部下は人数が少ないとおっしゃっていましたが、その方たちに「こういうことがよそで起きたから、うちも徹底しろ」という話をされたとは思いますが、それが実際に実行されていなかったということでは非常に問題があるわけですね。ですから、事務局がどういう発信をされたか分かりませんが、本当に本気でやっているのかというと失礼ですが、民間から見ればそういうことになります。

それから、法の66条に統括責任者、安全管理責任者を置けという規定がありますよね。その下に、各部署に管理責任者を置いてやりなさいというような委員会のガイドラインなんかも出ていますけれども、私ちょっと勘違いしているのかなと思いましたが、皆さんがそういうことをちゃんと理解されて、特に事務局の方が個人情報管理委員会のガイドラインですとか、パンフレットとか、いろいろ書かれていますけれども、事務局の皆さんがそういうことをちゃんと理解されてこの場に臨んでいると私は思い込んでいたのですけれども、どうもそれは私の勘違いみたいな感じで、皆さん、その辺はどういうふうにお考えになっているのか。

この審議会でいろいろ申し上げましたけれども、それがなかなか徹底されていない。同要素で何件も起きているということについて、ガイドラインを読まれましたか。理解されていますよね。パンフレット等も当然分かっていますよね。そこにも教育についてのことも書いてありますね。その辺が私の思い込みかなと思っているのですけれども。皆さんちゃんと分かってここに来ていらっしゃると思っていたの

ですけれども、どうもそれは私の思い込みみたいな感じではないのですか。

事務局 まず、そういった安全管理措置の体制については、全庁を挙げて、後でご説明申し上げる情報セキュリティポリシーという枠組みの中で町田市では整えています。また国のほうで出されたガイドラインなどについても日々読み込んで業務にあたっているところではあります。

それでもなお、現在このような事態が起きている。続けて同要素での事故が起きていることは事務局としても認識していますし、先ほども言いましたけれども、市役所の中での広報また研修の機会を通じてより強く伝えていかなければいけないなということは切に感じているところです。今後も粘り強くやっていかなければいけないと考えているところです。

渋谷 厳しいことを言いましたけれども、この審議会をよりよくやっていきたいという思いで申し上げましたので、誤解のないようにお願いいたします。

向井 この診断士の登録簿というのは原簿があるのですね。原簿に電話番号と生年月日とメールアドレスが書いてあるわけですね。

担当者 原簿と申しますか、登録簿そのものをホームページ上で公開しているというところがございます。

向井 私が原簿と言ったのは、登録簿そのものをホームページで、写真か何かで載せているのでしょうか。

担当者 写真と申しますか、PDFで載せているというところがございます。

向井 そうすると、注意というよりは、生年月日は論外なのですけれども、メールアドレス、携帯番号というのは、多分診断士自身も登録したいと思っている人がいるかもしれない。連絡が欲しいのですから。ですから、その登録簿の書き順とか、そういうのを変えたほうがよいのでは。むしろ生年月日は欄外にするとか、PDFにしないような欄にするとかしたほうがよいのでは。登録士の人のサービスについても、私はメールとか携帯番号とか載せて欲しいのだと思います。

この件については、情報漏えいという問題と同時に、診断士の人とかあるいは市民が使う場合にサービスというのも少し考えて、両方がうまく解決する案を考えられたほうがよいと思います。怒るばかりというわけではなく、仕事のサービスアップとプライバシー保護が両立するように考えていただきたい。単に「もっと注意せ

よ」「載せてはいかん」と言うよりはと思います。

会 長 ほかにご意見ありますでしょうか。

鶴 田 今の向井委員のご質問に関連して、私も少しその辺りをお聞きしたいのですけれども、まずメールアドレスと携帯番号を診断士から収集した経過がよく分からない。それを教えてください。

実際に、メールアドレスと携帯番号と生年月日をホームページにアップロードした職員は年齢がどのぐらいで、経験年数がどのぐらいで、よかれと思ってやったのか、それとも個人情報の知識が全くないとか、あるいは何も考えずにやってしまったのか。その辺りを実際にアップロードした職員からもし聞き取っていて、事情が分かっているのであれば教えてほしいと思います。

担当者 経緯等でございますけれども、本業務の枠組みでございますけれども、木造住宅耐震診断士登録簿をホームページに掲載することは市の直営の業務でございます。ただ、その登録簿を作成するという業務、もう少し前の登録、この診断士をやりたいという候補の方を面接して、この方に診断士になっていただこうと決定して登録簿を作成する業務は、委託事業者に委託をしているところでございます。市は委託事業者から受領した登録簿をホームページに掲載して、周知をするという役割分担になっているところでございます。

直接の担当職員でございますけれども、経験年数はこの業務に関しては2か月程度、当課でここ2年半程度従事している職員でございます。

こういったような契約といえますか、事業の枠組みになっているところもございまして、本当にこれが個人情報に該当するかどうか等、十分な確認がなかなか働かなかったといった背景があるところでございます。

鶴 田 確認したいのですけれども、そうすると登録簿は業者が作っていて、その業者が作った登録簿を市が提供を受けて、それをそのまま載せたというのが今回の経緯ということですか。

担当者 そのとおりでございます。事業者から受け取った名簿の確認が不十分なまま、掲載をしてしまったというところでございます。

会 長 よろしいですか。

早 野 その登録簿というのは、毎年作成してホームページに掲載しているのですか。

担当者 3年間という任期がございますので、3年間掲載をするという形です。その間に
変更とかあれば、市のほうで直接承って修正をするという形になっております。

早野 分かりました。

会長 要するに、確認ですけれども、生年月日はともかくとして、メールアドレス、携
帯電話番号は本来の登録簿に載っていたということでしょうか。

担当者 市としては、それを載せる意図はなかったというところでございます。

会長 要するに業者側から提出されたものには、それが載っていたということござい
ましようか。

担当者 そのとおりでございます。

会長 したがって、業者から提出されたものと市が公開すべき内容との間に齟齬があっ
たということになりますでしょうか。

担当員 そのとおりでございます。

会長 分かりました。そうしますと、これは意見になりますけれども、1つの問題とし
ては、要するに登録簿の内容について、むしろ診断士の側としてはメールアドレス
や携帯電話番号があったほうが便利だということがあるとするならば、またこれは
個人情報の事故ではありますけれども、掲載内容についても一考の余地があるとい
うことになりますでしょうか。生年月日の問題は確かに情報として掲載する必要は
ない可能性が高いと思いますが、その辺のところはいかがでございましょうか。

というのは、問題は、要するに固定電話がなくて携帯しかないという人も現実には
あり得る状況になってきましたので、そうした場合にもメールアドレスあるいは
個人携帯電話のほうが固定の電話番号よりも現実が必要であるという状況が生まれ
てきた場合に、市としてどう考えるのかと。その問題が起きてくるとは思います
が、いかがでしょうか。

担当者 ご指摘の点でございますけれども、診断士の方個々におわびのご連絡をする中で、
流出したメールアドレス、携帯電話番号ですけれども、通常名刺に書いてあるよう
な内容でございまして、仕事上会う方にはお渡しをしているということで、おわび
をしたところなのですけれども、特段それは世間に公開している情報なので気には
していないというお声を頂きました。

今回は市の意図した内容と違っていたということでご報告の件なのですけれども、

今後に向けましては診断士の方々等のご意見を伺いながら、こういった形の名簿で登録するのがいいのかということは検討してまいりたいと考えております。

服 部 以前やっておりました審議会のときには、ホームページにアップするような場合には、元の情報の人に同意を取って行うという書類を作成して、それでないと上げられないという形だったかと思うのですけれども、全くそういったルールがなくなってしまったのかなとも今のお話で思ったのですけれども、その辺りのことは何か新しいシステムになってから取扱いが変わったとかあるのでしょうか。

事務局 委員ご指摘の点が、恐らくこれまでホームページなどに個人情報を掲載する際には、ご本人の同意を得た上で市民等への外部提供として個人情報登録簿に搭載するという取扱いを、個人情報保護条例に基づいて行っていたことかと思えます。

今年度から個人情報保護法が改正され、個人情報保護法に基づいて行っていくわけですけれども、基本的に取り扱いに変わりはありません。外部提供するに当たって、法定で幾つかの条件がございますけれども、法令で定めがない限りは、本人同意がやはり要件として必要になってきます。法律に基づきましても、ご本人に同意を得た上で外に出すというのがまずルールとしてあります。

また町田市では、個人情報保護法への改正により、個人情報登録簿から個人情報ファイル簿、または管理票という形で様式を変えましたけれども、様式を変えた後もその欄というのは残してございます。ホームページ等を通じて市民の方へ情報を出す場合には、本人同意を得た上で出していますよということが引き続き、新しい様式の中でも記載しています。

服 部 今のお話とこの結果というものがきちんと原理原則に基づいて、整合的に行われていたのかというところが全体として問われるかなと思っているのですね。システムが変わったことによって、今回漏えい事件がこちら側のミスだけではなく、いろいろ起こっているのですけれども、やはりちょっと頻回になってきているというか、多く感じられる。私のほうが前のように毎月出てきているわけではないですから、気づいていないのかもしれないのですけれども、しかしやはりご報告が多いような気がするのです。

システムが変わって、もともとはすごく厳しく、これも同意を得ていたかどうかとか、チェックしようとかいうような雰囲気が庁内の中で薄れているとしたら心配

なのですが、今回そういった元情報とかときちんと照らし合わせた情報提供になっていたのでしょうか。

担当者 今回の経過は先ほどお話ししましたとおり、委託事業者が作ってきた名簿を掲載するということではあったのですが、これまで公開していた情報との照合、それから委託事業者と共有している様式との確認等が不十分であったことから、提供された登録簿のほうをそのまま掲載してしまったということに至ったということでございます。

会長 それでは、質問はこの辺で打ち切りまして、ご意見を承りたいと思います。

向井 本件ではないのですが、今まで2～3回お聞きして、起こっていることというのは多分1つは紛失。これは個人がなくすとか。2つ目は間違っただけで発送する。これは宛先とか封入物。3つ目が今回みたいな誤掲載。それから、委託先の事故というものはあるのですけれども。

1番目の紛失というのは職員に「しっかりしろ」と言うしかないのですが、あとの2件は仕組みとは言わないのですよね。すぐ出てくるアイデアは、ダブルチェックだという話になると思うのですよね。ただ、私はよく分からないのですけれども、多分皆さん忙しいと思います。人数が少ない課もあるし。だからダブルチェック以外に、何か工夫がね。例えばさっき言ったように、メールアドレスはみんな使っているから確認して見る。多分入れる人は、メールアドレスは入れると思ったわけだ。その前はメールアドレスなんか普及していない時代だから、そんなものはなかったと思うのだけれども、掲載物とか宛先とか、そういうものはちょっと知恵を出さないと多分なくならないですよ。

私は現場を見ていないから分からないけれども、各課におろされるときも、ちょっと仕組みを工夫してほしいということをおっしゃられたほうがいいと思いますね。ダブルチェックしろとか、課長自らチェックしろとか、何回も見直せとか、あるいは本人にもしっかりしろと言ったって、市役所の人事はよく分からないけれども、役所というのは大体担当がまた代わられるでしょう。10年も20年もやっていたらそんなことはないと思うのだけれども、言い過ぎかもしれないけれども、市政情報課からおろされるときにちょっと知恵を絞ってというのを付け足されたほうがいいと思います。

本来、課長というのはそれが仕事ですからね。怒るばかりではなく、また「しっかりしろ」と言うのではなくて、やはり自分で知恵を出してやらないと。こういうチェックをしろとか、別々にコピーして見るとか、そういうものを工夫してくださいということを各課におろされるときに言われたほうが私はいいと思います。

会 長 ほかにご意見ありますでしょうか。

嘉 藤 2点ありまして、まず1点目が、やはり取得の際の取得の範囲を明確にしておくということだと思います。本件の場合には、事業者さんとしての情報と個人情報とが混在しておりますので、どのような情報を取得するかというところを取得時に、ご本人に同意を頂く際にきちんと確認をすることを徹底していただきたいというのが1点目。

2点目ですけれども、これは以前にもお話ししたのですが、ホームページ掲載の場合には掲載直後も確認するという形を取っていただきたい。添付の場合には、どちらかというアナログ式ですけれども、きちんとプリントアウトして中身をチェックするというのをに入れていただければなど。ご検討いただければと思います。以上です。

会 長 ほかにございますか。

服 部 嘉藤先生のおっしゃったように、まず情報を収集するに当たってきちんと目的と範囲が限定されることと、それをアウトプットする際には、先ほど申しましたように原理原則としては同意が必要だということですね。そこをきちんとやったかというところは不安な結果だと思います。

業者からリストが上がってきたからそのまま掲載しましたというような話では、説明としては不十分だと思いますし、安全チェックとしても不十分だと思いますので、その辺りの原理原則をもう一度確かめていただきたいと思います。

会 長 ほかにありますでしょうか。それでは、「情報セキュリティ事故の報告について」の個別の部分はこれで打ち切りにいたしまして、全体的な対応についてのご相談をしたいと思いますので、説明員は退席してください。今後ともよろしくお願ひします。

そういうことで、情報セキュリティ事故が多発しておりますので、情報セキュリティ事案及び情報漏えいを含めて、昨年度ぐらいから急に増えてきたような記憶が

いたしますので、これについての対応を早急にしなければいけないということ。これは当然のことでございますので、そこにつきまして、まず前回の宿題も含めまして、資料4について事務局からご説明お願いいたします。

事務局 資料4「情報セキュリティ事案（情報漏えい等）の対応について」、ご説明させていただきます。こちらに関しては、前回の審議会において、セキュリティ事故などが生じた際の対応フローについてのご説明をというお話がございましたので、ご報告するものでございます。

まず、資料4の下段の図をご覧ください。町田市では情報資産を管理・運用するために、情報セキュリティポリシーを定めております。情報セキュリティポリシーは2段階構成になっていて、ピラミッドの1段目に基本方針、2段目に対策基準となっています。さらに具体的な実施手順が3段目に当たります。情報セキュリティ事案が生じた際の具体的な実施手順については、3段目の情報セキュリティ実施手順に定めております。

情報セキュリティ事案の実実施手順についてのフロー図をそのままご覧いただけるとよかったですのですが、実施手順については原則非公開としているため、今回の説明のために、資料4の上段に1から3として要約したものを記載いたしました。

1番の初動です。まず、情報セキュリティ事案の発生を検知した職員は、速やかに所属課長に報告をします。併せて、市政情報課とデジタル戦略室に報告を入れます。

2番の事案への対応は、各課が行います。市政情報課とデジタル戦略室もその支援に当たります。事案の分析、関係者への報告、情報セキュリティ統括責任者である副市長への報告、対応策の検討・実施を行ってまいります。

3番の事後処理です。一連の対応を終えますと、各課は事故記録と再発防止策をまとめて、市政情報課及びデジタル戦略室に報告します。このような流れとなっております。

裏面をご覧ください。今年度から個人情報保護法が改正されて、国の個人情報保護委員会へ漏えい等が発生した際の報告が法定されていますので、この機会に内容を確認していただきたいと思い配付させていただきました。

個人情報保護法第68条第1項にて、行政機関の長は、保有個人情報について漏え

い等が生じた場合、①から⑤に該当する場合は個人情報保護委員会への報告をしなければなりません。

①は病名や障がいの有無などの要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等が発生した場合です。この項目に該当する場合は、たとえ1件であったとしても国への報告対象となります。今回の審議会の報告でいえば、介護保険課の事案がこれに該当いたします。

②はクレジットカード番号など、不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えいが発生した場合です。

③は、不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等です。

④は、保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生した場合です。こちらに関しては、前々回に幼稚園の関係で報告をしています。

⑤については、町田市では条例要配慮個人情報を定めておりませんので、現在のところ該当はありません。

そして下段の本人への通知ですが、こういった個人情報の漏えい事故が発生した場合は、本人への通知を行っております。法律では①から⑤に該当する場合に本人に通知となっていますけれども、基本的にはどのような事案であったとしても、ご本人への通知を行っているところです。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

会長 本件につきまして、ご質問あるいはご意見ございますか。

渋谷 先ほどから申し上げているように、この審議会の立場というのを私も取り違えていたかなど。これは、要は情報漏えいが発生した後のための審議会なのか、それを防止するための方策を思考するための審議会なのか、どちらなのでしょう。

この間、最初に配られた資料を読みましたのですけれども、その辺がはっきりしないので。今のご説明だと、情報漏えいが発生した後のための審議会のように受け止められたのですが、いかがでしょうか。

事務局 PDCAサイクルを回していくところでいけば、情報セキュリティなどのプランに基づいて私たちは実行しているわけですけれども、インシデントが起こってしまった場合、その場で対応しています。結果的には事後報告という形で審議会の案件として議題に入ってきますが、この審議会の方々にはチェックの機能をしていただ

いて、次のアクションが適切に働くようにということで、ご助言などを頂く場であると私どもは考えております。

渋谷 というと、4番の資料ではなくて、その前の個人情報保護法第66条第1項辺りに関連した資料が出てきて、こういうことをやっていますという話のほうがもうちょっと具体的かなと思ったのですけれども、その辺はいかがでしょうかね。

安全管理措置義務というのがたしか個人情報保護法第66条だと思ったのですけれども。

事務局 町田市の中では安全管理措置に関する仕組みとしては、基本的に情報セキュリティポリシーに基づいて体制を組んでいます。国からの指針でも統括保護管理者を定めて、各課には保護管理者を定めてという流れがありますが、総務省がガイドラインを示している情報セキュリティポリシーをきちんとやることによって基本的に同様の体制を取ることができます。町田市としては総務省からの要請と個人情報保護委員会からの要請と、両方のものを1つずつつくるのではなく1つにまとめて、情報セキュリティポリシーという形でまとめてやろうということで運用しているところです。

情報セキュリティポリシーの策定内容は、こちらの審議会で審議するところではないので、今回はお出ししていないというところになります。

渋谷 ただ、その徹底が結局この結果に表れてくるわけですよ。今日厳しいことを幾つか言いましたけれども、その徹底がなされていないので結果、頻発ではないけれども、先ほど服部委員からもたくさん出ているというお話をされていましたがけれども、そういう結果にも結びついているのではないかと思うのですよね。ですから、確かに市政情報課としては事後処理的な仕事を今のところ押しつけられていますけれども、1歩前へ、もっと前へ進んでいただいて、事前に防止する防止策ですとか。

町田市の審議会の所掌事務には書いてありませんけれども、個人情報保護委員会のガイドライン等には、審議会でそういう提言を受けるような内容も構築していいよというようなことが書いてありましたよね。私はそのスタンスに基づいていろいろ申し上げているのですけれども、市政情報課の取組としても何かと事後処理的な処理を今やられているようでも、もう1歩前へ進んでいただいて事前に。

マンパワーの問題もあるでしょうけれども、その辺はこういう大学の先生もいら

っしやいますし、我々現場で取り扱っている人間もおりますので、もう少し知恵を、さっき向井委員が知恵を絞れと言っていましたけど、この委員会の中でも、もう少し知恵を絞ってもいいのではないかと思います。そういう投げかけもしていただければそれなりの、これだけ人がおりますから何らかの回答が出てくると思いますので、そういう投げかけをもう少ししていただいたらいいのではないかと思います。

例えばシステム。これはほとんどシステムの問題だと思うのですよね。仕組みの問題だと思うのですけれども。

会 長 ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

いずれにしても、資料4においては3番の事後処理の後の問題。事後処理したことがほかの課に普及していないと。要するに、1つの課で起きたことは、その課では再発防止がなされたとしても、それと同様な事故が他の課において起きるとい状況が現実に見られるわけですし、その辺のところを含めてこの段階の次、「再発防止策を作成し」で終わっているわけですが、再発防止策を実行してどうい結果になったかと。そこから先が問題なわけでございまして。

要するに再発防止の策をつくる、そこまではいいわけですが、それが現実にやってみてどうであったか。何も起こらないという状況は逆に報告しにくい部分があるわけですが、再発防止策を実施したにもかかわらず、またこれが起きてしまったということばかり報告されやすい。当然報告されるわけですが、再発防止が行われてうまく順調に行っているというのはなかなか報告されにくい状況でありましてというか、それが当たり前な状況ですから、再発防止策が有効に実施されて何も起こらないという状況で、全て進んでいくべきであるわけでございます。それにもかかわらず時々起きてしまう。その辺りをどうやって防いでいくのか。

1つの状況としては、最近行われていないような形での全体的な講習というものをやる必要があるのかどうか。そういったことを含めて、市の上層部で判断していただきたいものだと思います。

基本的に個人情報の保護というのは当たり前になり過ぎて、かえって自覚できないでいる。したがって時々、場合によっては厳しい意見をお持ちの講師を招いて、これではいけないのだということの注意喚起を実際にやってもらって、今まで日常的にやっていたことについての再自覚、自覚して事故を防止する状況をどうやった

ら高めることができるのか。

要するに、1つは労働環境をよくするということ。ただ、この場合において、職員といってもいろいろなレベルがあるわけですし、市の職員の労働環境の問題、それから委託された先の、ただし市役所で働いている職員の問題、そしてまた委託先の市役所以外で働いている職員の問題等、いろいろな問題が当然出てくると思うのですが、そういったところを含めて、どうすればこの行き詰まった状況というものを改善できるのか。その辺りのところを、お互いの知恵を最大限に発揮して実効のあるものをつくっていくことが必要だと思います。

その辺のところ、市政情報課長の判断だけでは難しいと思いますので、多分少なくとも副市長の判断が必要だと思いますけれども、その辺りのところを含めて、実際にこのような事故が頻発している状況というものは市役所にとっても、市民にとっても望ましくない状況であるということ。そこまでは認識していると思いますけれども、どうすれば積極的に再発を防止できるのか。その方策を立てて、実行していただきたい。このように考えるのが審議会の総意だと思いますので、その辺のところより判断していただきたいと。そのように申し伝えていただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

向 井 最後に1つ。この資料4にある初動のときに「おそれを含む」は、事故の後ろにはヒヤリハットが何十件もあるとよく言うでしょう。どんなことでも。だから、多分各課でもヒヤリハットがあってセーフになっているというか、何かそういうので、なぜ、どうしてヒヤリハットが事故につながらなかったのかということもなるべく集めるようにしたほうがいいと思います。それは参考になるから。この段階で事故にならなかったとか。だから、この後ろには多分、今日は3件か。3件だったら、30件ぐらい起こっていると私は思います。推測で言うとおかしいけれども。しかし、それは誰かが止めているわけです。事故が起らなかった。そういうのはなぜ起らなかったかという情報も、なるべく市政情報課に上がってくるようにされたらいいと思います。ここで出なくても、市政情報課の中で。

会 長 それに関連して次の議題に移っていきたいと思いますが、議題の4「2022年度情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の運用状況報告について」、(1)「年報やまびこについて」でございますが、ご報告された後、次年度の年報につい

てより付け加えていただきたい点がありますので、それを含めて検討していきたいと思えます。

では、まず議題4の(1)の報告をお願いいたします。

事務局 こちらのピンク色の冊子「年報やまびこ 34-2022 年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書」についてご説明いたします。

こちらは町田市情報公開条例第18条、町田市審議会等の会議の公開に関する条例第6条の規定によって、それぞれの制度の運用状況について毎年報告を行っているものです。公表の方法といたしましては、「広報まちだ」の8月1日号に概要を掲載しております。

それでは、資料の4ページからお開きください。初めに第1章「情報公開請求の状況」になります。昨年度は、情報公開請求が全部で237件ございました。

ページめくりまして、6ページに区分別の内訳を記載しております。全237件のうち、請求者数としては44名でした。決定のうち、存否応答拒否というものが1件ございました。存否応答拒否は対象文書があるかないか大方答えてしまうだけで、非公開とすべき情報を明かしてしまうことになる場合、その存否を明らかにせずに請求を拒否する決定になります。本件につきましては、特定人物の生活保護に関する記録を求める請求でした。対象文書の有無を答えるだけで生活保護を受けているかどうか、受給の有無を明かすことになるため、このような決定をしたところです。

続きまして、7ページから85ページまで。こちらが個々の情報公開請求の内容と、あとそれに対してどのような決定をしたかという内容の詳細をまとめたものになります。

86ページが、年度ごとの請求件数のグラフになっています。昨年度はかなり多かったという形です。

続きまして、87ページです。ここからは個人情報の開示請求の状況になります。請求は全部で60件ございました。同じように、請求者の数としては41人ございました。

同様に、89ページから147ページまでがそれぞれ個人情報開示の請求内容と決定内容の詳細をまとめたものになります。個々にはご説明いたしませんので、ご覧いただければと思えます。

続いて、148 ページが年度ごとの請求件数の表及びグラフになります。こちらは例年どおりというか、件数にそんなに大きな特徴はございません。

続いて、149 ページからは行政不服審査会の状況になります。審査会の審査内容についてまとめたものになります。

159 ページからは 2022 年度、昨年度に出した審査会の答申が記載してあります。こちらのほうもご覧いただければと思います。

続きまして、176 ページからは当審議会の昨年度の審議内容になります。個人情報保護法の改正によって審議会の活動内容は大きく変わっているので、今年度と大分違うかと思いますが、参考までにご確認いただければと思います。

続いて、188 ページをご覧ください。ここからはこういった審議会を含めて、各会議の開催状況をまとめたものになります。本審議会も 189 ページの総務部市政情報課の欄に記載してありますけれども、全部で 11 回開催したということで載っています。市全体といたしましては、昨年度延べ 917 回の会議が開催されて、延べ 550 名の方に傍聴していただきました。

説明は簡単になりますけれども、以上になります。ご参考までに皆様ご覧いただければと思います。

会長 ということで、今度で 34 号になるわけですが、次回の 35 号から、この審議会の審議内容が大分変わりましたので、内容の改訂をお願いしたいと思います。特に 196 ページから 197 ページの第 8 章「個人情報保護法改正対応」は、この続きの話が当然載ることと思います。

その次に 199 ページでございますけれども、第 9 章「その他」の 2 に「個人情報漏えい等の事故」という掲載があります。発生時期と概要だけの記述になっておりますけれども、今後はその対応がどう実行されたかということについての記載を書くようにしていただければ、市民にとってより分かりやすいものになろうかと思えます。その辺のところを次号からよろしくお願いしたいと思います。

ということで当然、情報公開請求の状況、それから個人情報開示等請求の状況、行政不服審査会の状況、それまでのところについては変更ないですし、また会議公開や資産等公開、情報提供についても問題ないと思うのですが、審議会の状況が内容の変更についての記載と開催状況、法改正についての対応、今後の問題としては

個人情報漏えい等の事故とその対応、そして今後どうしていくかということについてのビジョンを1回ここでお示しいただくことが、一つ一つやっていって、市政情報課としてもこれがまた市役所全体の啓蒙の1つにもなると思いますので、その辺のところ、次号の編集につきましてよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに何かご意見ございますか。よろしゅうございますか。では、そのように進めさせていただければありがたいと思います。

続きまして、4の(2)「防犯カメラの運用状況について」のご報告をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、資料5「防犯カメラの設置管理状況一覧」についてご説明いたします。

本報告は町田市における防犯カメラの設置及び管理に関する要綱第8の第1項に基づき、町田氏が管理している防犯カメラについて、実施機関から受けた報告をまとめたものになります。

それでは、1ページから3ページまでの3枚になっていますけれども、こちらの表をご覧ください。こちらは2022年4月1日から2023年3月31日までの1年間の設置管理状況でございます。

まず設置状況ですけれども、町田市全体といたしましては小中学校62校を含む177の施設に防犯カメラを設置しております。設置台数は全部で1,367台でございます。

新規設置の列をご覧ください。左から6行目、ちょうど真ん中辺りになりますけれども、こちらの列に数字が入っているものというのが2022年度中に新しく設置した防犯カメラの台数になります。全部で49台でございます。No.65のバイオエネルギーセンターの件数が一番多いのですけれども、こちらは2022年度に新しくできた建物であるため、新規設置としてここに数字が入っています。

次に、外部提供についてです。一番右側の列です。警察署などへの外部提供が全部で116件ございました。内容についてでございますけれども、窃盗、詐欺あるいは器物損壊などの事件に関する照会になります。全てが犯罪捜査の目的による照会というものでございます。いずれの案件にいたしましても、刑事訴訟法第197条の2項に基づく捜査事項照会によるものでございまして、形式要件、実体要件を満たしたものに対して最小限の提供を行いました。

報告は以上になります。

会 長 本件につきまして、ご質問ありますでしょうか。もし後でご質問がありましたら、個別に市政情報課に質問していただきたいと思います。

今年度の状況については、新規建物に設置した防犯カメラが49あったと。バイオエネルギーセンターとか、町田第一中学校とか、新しい施設でございますので、そういうことでございます。

向 井 保管期間がばらばらというのは何か理由があるのですか。

事務局 これは設置している機種によるもの等でございます。機械の仕様として保存できる期限が12日だったりとか、15日だったりとか、そういう形ですね。基本的には設置している機種に依存しているという形になります。

会 長 よろしゅうございましょうか。

嘉 藤 開催回数も減ってきましたので、ご報告も多分年1回だと思っただけですけども、委員の交代等もありますので、できれば報告の際には要綱も添付していただければと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 ほかに何かございますか。またご質問がありましたら、そういったことを含めてお願いしたいと思います。

それでは、何もないようでしたら、6番の「その他」に移ります。事務局、お願いいたします。

事務局 事務局から次回の日程についてご説明いたします。次回の日程は、2024年5月20日月曜日です。会議室はこちら、同じ2-2を予定しています。皆様ご予約のほうお願いします。

会 長 そういうことでございまして、今年度につきましては何もなければこれで終了と。何もないことを期待しております。前半にかなり事故が生じたので、今後事故防止が徹底されて、外部からの問題は別として、今年度の後半にはこれ以上事故が起きないように希望して、今回の審議会を終了させていただきたいと思います。

渋谷 先ほど会長からもいろいろありましたけれども、結果を本年度内に1回報告いただきたいと思うのですよ。いろいろ取り組みまして、起こりました、これについて各課で報告を行ったか、その他の課も含めて、市全体でというか、こういう取組にしましたよという報告を、要するに2023年度としての締めくくりを1回きちんと

やっていた方がいいのではないかと。それなしに、いきなり 2024 年度に突入するというのがななものかと思うのですが、どうでしょう。

会 長 そうですね。できればそれはまとめて、審議会という形ではないにしても、委員のほうに今年度の結果というものを何らかの形で報告していただくことができればよろしいかと思えます。

要するに、何もないことを期待しておりますけれども、何かあった場合にはまた臨時の審議会を開くということも含めて、今年度の総括をぜひ次回お願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

渋谷 先ほど会長がおっしゃられたように、知恵を絞りなさいと会長からお話がありましたけれども、知恵を絞るに当たってこのメンバーに、こちらもこういう知恵を貸してくださいみたいな提言があつていいと思うのですよね。皆さんだけで考えるのも大変でしょうから、これだけ人数がいますし、それなりの報酬も頂いていますので、逆にこっちの知恵を貸してみたいなお話があつてもいいと思えますので、そういう視点で。自分たちで全部引き受けようとしなくて、皆さんの知恵を絞って対応していくということが必要なら招集してもいいと思えます。いかがでしょう。

会 長 そういうことを含めて、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、本日はこれで終了いたします。どうも長いことご苦労さまでした。

午前 11 時 52 分閉会